

「家庭訪問相談員・カウンセラー」派遣要項

1 趣旨

- (1) 多様化する不登校児童生徒及び病気による長期欠席の児童生徒への対応のために、家庭を訪問し相談などを行う長欠対策家庭訪問教育相談員・カウンセラー（以下「家庭訪問相談員・カウンセラー」という）を配置し、個々の児童生徒の状況に応じた教育相談や学習・生活指導等の支援により心のケアを図る。
- (2) 学校（学級担任等）と「家庭訪問相談員・カウンセラー」とが、共に協力して相談や支援にあたるという基本的な理念に立ち、より緊密な連携を図りながら対応することで、状況の改善を促す。

2 内容

- (1) 不登校児童生徒に対して、学校からの要請に応じて家庭訪問を実施し、児童生徒の状況に応じた教育相談や生活指導等の支援を行う。
- (2) 病気による長期欠席児童生徒に対して、学校からの要請に応じて家庭訪問を実施し、学習・生活指導等の支援を行う。
- (3) その他、多様な登校形態をとっている児童生徒へ、心のケアを図る相談活動を行う。
- (4) 家庭訪問カウンセラーの役割
 - ・対応困難なケース、緊急対応が必要なケース、保護者対応が必要なケースなど重篤なケースの家庭や病院等を訪問し、相談を行う。
 - ・児童生徒だけでなく、保護者の相談や心のケアも行う。
 - ・家庭訪問相談員の担当するケースに同行したり、家庭訪問相談員への指導・助言を行ったりする。

3 対象児童生徒

次の要件を満たす者で、教育センター所長が認めるもの。

- (1) 千葉市立小・中学校に通う児童生徒
- (2) 心理的・情緒的な要因等による不登校児童生徒（反社会的行動等問題傾向のある児童生徒、個別の対応に困難が予想される児童生徒、家庭の理解が得られない児童生徒等は除く）
- (3) 病気による長期欠席児童生徒
- (4) その他の理由により長期欠席を余儀なくされている児童生徒

4 「家庭訪問相談員・カウンセラー」の資格

原則として次の要件に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 心理学や教育相談等に識見を持っている者
- (2) 不登校児童生徒の社会的自立や学校生活復帰への支援に積極的に取り組む意欲のある者
- (3) 公認心理師または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者（家庭訪問カウンセラーのみ）

5 「家庭訪問相談員・カウンセラー」の職務

次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 不登校児童生徒に対する教育相談
- (2) 不登校児童生徒の学習・生活に対する支援
- (3) 不登校児童生徒が在籍する学校との連絡・調整
- (4) 不登校児童生徒の保護者に対する教育相談や心のケア（家庭訪問カウンセラー）
- (5) 家庭訪問相談員への指導・助言（家庭訪問カウンセラー）

6 要請から訪問までの手順

- (1) 保護者（本人）と学校で、「家庭訪問相談員・カウンセラー」の派遣要請について協議する。
- (2) 保護者は、校長宛に「家庭訪問相談員・カウンセラー派遣申込書」（様式1）を提出する。
- (3) 校長は、「家庭訪問相談員・カウンセラー派遣要請書」（様式2）と「家庭訪問相談員・カウンセラー派遣申込書」（様式1）の写し、及び「訪問相談資料」、「教育相談のためのサポートシート」を教育センター所長に提出する。
- (4) 教育センター家庭訪問相談担当指導主事及び家庭訪問相談員・カウンセラーが学校へ出向き、管理職、学級担任と訪問相談について協議する。
- (5) 担当の家庭訪問相談員・カウンセラーが学校へ出向き、保護者と情報交換を行う。あわせて、教育センター来所相談について申し込みを勧める。
- (6) 訪問相談の決定は、教育センター所長から文書（様式3）により校長に通知する。
- (7) 訪問相談を開始する。

7 指導要録上及び出席簿上の出欠席の取扱い

(1) 指導要録

校長は、訪問状況報告書等を参考とし、家庭訪問相談員・カウンセラーとの活動が当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、指導要録上、出席扱いとすることができる。

(2) 出席簿

家庭訪問相談員との活動が当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、出席簿上、出席扱いとすることができる。

8 その他

- (1) 1回の訪問は2時間程度とし、状況に応じて対応する。また、訪問相談の回数は、訪問要請件数の状況により検討する。ただし、次に掲げる日は実施しない。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ その他教育センター所長が定めた日

- (2) 家庭の状況、子どもの実態によっては、センター長が派遣の中止及び中断を行うことができる。

(3) 終結について

- ① センター内グループ活動への正式入級、ライトポートへの正式入級が決定した場合。
- ② 学校（別室登校を含む）への登校が定期的に継続できた場合。
- ③ その他の理由で、保護者が終了を希望した場合。

上記の場合、訪問を終了することを学校事前訪問時に保護者・学校と確認する。

- 附則 この要項は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。